

「八王子市の部活動改革」

～地域クラブ等への兼職兼業はこうすればできる！～

「教員だけ、得意分野の経験を活かして、地域活動として子どもたちの指導に当たりたい！」
そんな思いをお持ちの教員のみなさまのために、八王子市教育委員会として、兼職兼業の疑問をまとめました。

教員の兼職兼業ってなに？

- 教員の兼職とは、公共団体や国などから委嘱を受けて、教育に関する非常勤の職や、委員に就く事を言います。教員の兼業とは、報酬をもらって何らかの事業に従事したり、営利目的の事業を営んだりすることを言います。地域クラブの指導員として、報酬を得て子どもたちの指導に従事する場合は兼業となります。



どんな兼職兼業ができるの？

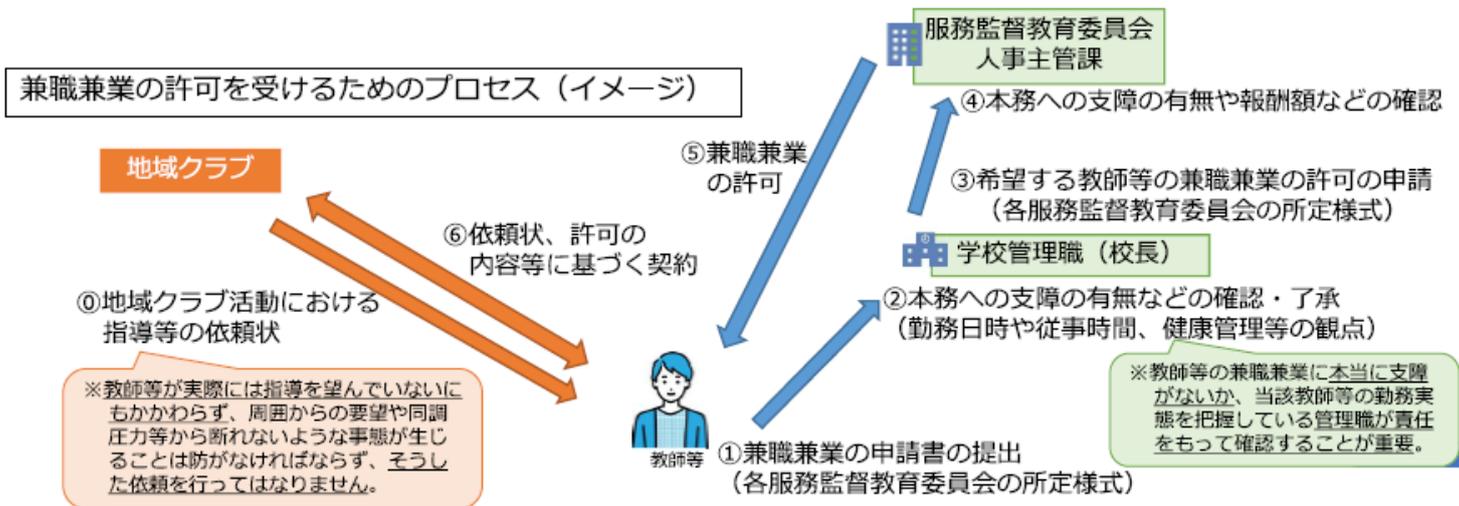


- 兼職兼業は、本務である教員としての職務に支障がなく、従事する内容が原則教育に関するものである必要があります。児童・生徒や保護者が学校運営に不安を持ったり、疑念を抱いたりするもの、教員としての信用を失墜させるものは兼職兼業として認められません。
- 学校における労働時間（教員としての所定労働時間と超過勤務時間の合計）と兼職兼業に従事する労働時間の合計から、法定労働時間を差し引いた時間が毎月100時間、複数月平均80時間を超えてはいけません。

どうすれば兼職兼業ができるの？

- 兼職兼業を行う場合は、事前に教育長からの許可が必要となります。また、教育長へ兼職兼業の許可申請を提出する時は、従事する内容、期間、報酬の額が分かる書類が必要になります。
- まずは校長先生に相談してみましょう！





（文部科学省「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」より抜粋）

よくある質問

Q1. 休日だけでなく、平日も兼業ができるの？

A1. 平日も兼業は可能ですが、正規の勤務時間外が原則となります。

Q2. 地域活動の大会などが平日にあった場合、引率に従事することはできるの？

A2. 兼業は勤務時間外での従事が原則となるため、学校運営上支障が無いと判断された上で、年休の取得が必要となります。

Q3. 勤務する学校ではなく、他の学校の部活動で指導をしてもいいの？

A3. 地域クラブの従事者として兼業を行うため、勤務校のみでの指導に限定するものではありません。

Q4. 地域クラブの指導員として指導しながら、自校の部活動の顧問を兼ねることはできるの？

A4. 可能ですが、自校の部活動に顧問として従事する場合と、地域クラブの指導員として従事する場合にはサービスの取扱い、指示命令権者、災害時の保険などが異なるため、従事している時間における身分の明確な区別が必要となります。

Q5. 報酬を得ずに、ボランティアとして地域クラブの活動に従事する場合も、教育長からの許可は必要なの？

A5. 勤務時間外に報酬を得ないで従事する場合は、兼業に該当しないため、申請は不要です。
また、従事に係る実費（交通費等）の受領は報酬にあたりませんが、名目が謝礼や車代であっても、実費を超える分の受領がある場合は報酬となります。

Q6. 地域クラブの活動に従事した内容は、学校管理職や教育委員会に報告する必要があるの？

A6. 兼業許可の申請時に提出する「兼業申請書兼実績報告書」にて報告をする必要があります。提出する時期は兼業が許可された期間（一度の申請で最長2年間）の終了時となります。

Q7. 地域クラブの運営者から得る報酬に上限はあるの？

A7. 報酬の上限については「社会通念上相当と認められる程度を超えない額」となりますが、従事する団体の給与水準との比較や、同一業種の他団体との均衡などを踏まえて判断されます。

Q8. 校長や副校長も地域のクラブ活動の指導者として兼職兼業ができるの？

A8. 教員と同様、学校運営上支障がない場合は可能です。

問い合わせ先 八王子市教育委員会 学校教育部教職員課 教職員担当
TEL : 042-620-7328 Mail : b301900@city.hachioji.tokyo.jp